

# 重要事項説明書

## (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、契約者(利用者又は、その家族)に当事業所の概要、サービス内容、契約上ご留意いただきたい事を説明します。

### 1 事業主体 (法人の情報)

事業主体 (法人名)	医療法人天心堂
法人の種類	医療法人
代表者 (役職名及び氏名)	理事長 志田 知之
法人所在地	〒849-1304 佐賀県鹿島市大字中村 2134 番地 4
電話番号及び FAX 番号	電話:0954-63-1236 FAX:0954-63-1237
E-Mail	shidahp@shidahp.jp

### 2 事業所の概要

事業所の名称	グループホームさくら荘
サービスの種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
事業所の管理者	小池 美由紀
開設年月日	2003年11月1日
介護保険事業者指定番号	4170700175
事業所の所在地	〒849-1304 佐賀県鹿島市大字中村 2191 番地 2
電話番号及び FAX 番号	電話:0954-63-1550 FAX:0954-63-1551
E-Mail	shidahp@shidahp.jp

### 3 サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間 365日
日中時間帯	8:00~17:00
利用定員	18名

### 4 事業の目的及び運営方針

事業の目的及び運営方針	①認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行う事により、尊厳のある生活を営む事が出来るように努めます。 ②事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、他の介護保険サービス事業者、その他保険医療・福祉サービスを供するものと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
-------------	---

### 5 施設の概要

建築	鉄骨造 2階建
延べ床面積	516.54 m <sup>2</sup>
ユニット数	2ユニット
居室数	18室 (床面積: 8.977 m <sup>2</sup> 9.010 m <sup>2</sup> 9.008 m <sup>2</sup> 8.622 m <sup>2</sup> 8.816 m <sup>2</sup> 8.590 m <sup>2</sup> 8.783 m <sup>2</sup> 各2室)
食堂	ユニット毎に1室 (床面積: 49.68 m <sup>2</sup> )
浴室	ユニット毎に1室 (床面積: 4.34 m <sup>2</sup> )
トイレ	ユニット毎に3ヶ所 (床面積: 2.53 m <sup>2</sup> 3.61 m <sup>2</sup> )

## 6 従事者の職種、員数及び職務内容等

### ① 従事者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	職務内容
管理者	1名（兼務）	事業を代表して、業務を統括します。
計画作成担当者	2名（兼務）	①適切な介護サービスが提供されるよう介護計画を作成します。 ②連携する保険医療・福祉サービス等との連絡・調整を行います。
看護職員	1名以上	①利用者に対する日常的な健康管理を行います。 ②医療機関（主治医）との連絡調整を行います。 ③看取りに関する指針の整備を行います。
介護職員	6名以上 ※1日あたり	利用者に対する必要な介護、支援を行います。

### ② 従事者の勤務体制

職種	勤務体制			
管理者	8:00~17:00	8:30~17:30	9:30~18:30	16:45~9:45
計画作成担当者	8:00~17:00	8:30~17:30	9:30~18:30	16:45~9:45
看護職員	8:00~17:00	8:30~17:30	9:30~18:30	16:45~9:45 ※非常勤職員については、個別の雇用契約に基づいた勤務体制
介護職員	8:00~17:00	8:30~17:30	9:30~18:30	16:45~9:45 ※非常勤職員については、個別の雇用契約に基づいた勤務体制

## 7 サービス内容

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成		①サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 ②利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 ③（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 ④計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事		①利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 ②摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 ③可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
日常生活の世話	食事の提供及び介助	①食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 ②嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	離床・着替え・整容等	<p>①寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。</p> <p>②生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。</p> <p>③個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。</p> <p>④シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。</p>
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	レクリエーションを通じて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	健康管理	<p>①毎朝、健康チェック（体温、血圧、脈拍等）を行い異常の早期発見に努めます。</p> <p>②委託医療機関による訪問診療を行い健康管理に努めます。 委託医療機関 医療法人 天心堂 志田病院 訪問診療日 1回/2週間</p> <p>③緊急時など必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。</p> <p>④外部の医療機関に通院する場合は、その介助、付き添いにできるだけ配慮します。</p>
	若年性認知症利用者受入れ	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
	その他	<p>①利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</p> <p>②良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。</p> <p>⑤利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</p> <p>⑥常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者・家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</p> <p>⑦入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、利用者・家族の希望等に応じ、必要な援助を行うとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後円滑に再入居できるよう居室の確保等を行います。</p> <p>⑧常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</p>

## 8 サービス利用料金

### ① 保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護状態区別に依りて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額（介護保険負担割合証に記載された負担割合分）になります。
----------	---

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護費	749 円/日	753 円/日	788 円/日	812 円/日	828 円/日	845 円/日
医療連携体制加算 I イ	57 円/日					
医療連携体制加算 II	5 円/日					
サービス提供体制加算 I	22 円/日					
若年性認知症 入所者受入加算	120 円/日					
協力医療機関連携加算	100 円/月					
退居時情報提供加算	250 円/回					
高齢者施設等 感染対策向上加算 II	5 円/月					
新興感染症等施設療養費	240 円/日 (1 ヶ月に 1 回 5 日間を限度)					
生産性向上推進 体制加算 II	10 円/月					
看取り介護加算	死亡日以前 31~45 日 : 72 円/日 死亡日以前 4~30 日 : 144 円/日 死亡日前日及び前々日 : 680 円/日 死亡日 : 1,280 円/日					
初期加算	30 円/日 (入居後 30 日間) ※30 日を超える入院後に再入居した場合も同様					
入院時費用	246 円/日 (入院中の月 6 日間※月をまたぐ場合は最大 12 日を限度)					
科学的介護推進体制加算	40 円/月					
口腔・栄養スクリーニング 加算	20 円/回(6 ヶ月に 1 回を限度)					
栄養管理体制加算	30 円/月					
生活機能向上連携加算	200 円/月					
介護職員等 処遇改善加算 III	利用料 (月額) ×15.5%					

## ② その他の費用

家賃	45,000 円/月
光熱水費	8,000 円/月
食材料費	1,140 円/日
オムツ代	実費 (オムツの種類に応じて)
理容サービス代	実費
レクリエーション代	実費 (レクリエーションの内容に応じて)

## ③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	①利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ②請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者宛にお届けします。
利用料、その他の費用の支払	①請求月の末日までに、志田病院受付にてお支払いください。 ②お支払いを確認しましたら、領収書をお渡します。必ず保管をお願いします。

## 9 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
認知症であることの確認	サービス利用開始時に、主治医の診断書等により、申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
介護保険負担割合証の提示	保険者から介護保険負担割合証が届いた時は、速やかに提示してください。
面会	夜間の面会は、ご遠慮ください。家族等が宿泊される場合には、その都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅予定時間を職員に申し出てください。
他の医療機関への受診	通院する場合、ご家族の協力を得る場合がありますが、都合が悪い場合、介助が難しい場合などは職員が介助、付き添いを行います。
設備・備品の使用	事業所内の設備・備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合には、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	ハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント）、騒音、商品販売等他の利用者または職員の迷惑になる行為はご遠慮ください。
喫煙	敷地内は禁煙です。ご協力をお願いします。
所持品・現金等の管理	貴重品の持ち込みはご遠慮ください。他の私物については、氏名の記載をお願いします。現金・預金等については原則、管理致しません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込み及び飼育はできません。
宗教・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 10 非常災害対策

非常災害時の対応方法	事業所で定める「消防（防災）計画」、「災害対応マニュアル」「業務継続計画」に沿って対応を行います。また、非常時には法人他事業所からの応援体制を整えています。
平常時の訓練等	「消防（防災）計画」、「業務継続計画」に沿って、昼・夜間の火災及び自然災害を想定した訓練を定期的の実施します。
消防・防火設備	消火器 スプリンクラー 誘導灯 自動火災報知器 自動火災通報装置 ガス漏れ感知器

## 11 事故発生時の対応

事故発生時の対応	当事業所が利用者に対して行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 また、当事業所が利用者に対して行った（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
----------	---

なお、当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険	東京海上日動火災保険株式会社
----------	----------------

## 12 秘密の保持と個人情報の保護

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 13 サービス提供の記録

<p>サービス提供に関する記録について</p>	<p>①指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。</p> <p>②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。</p> <p>③入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。</p>
-------------------------	---

## 14 苦情処理の体制

<p>事業所苦情相談窓口</p>	<p>担当者 管理者 小池 美由紀          受付日時 平日 8:00~17:00          電話番号 0954-63-1550          F A X 0954-63-1551          また、意見箱を事業所入口に設置しています。</p>
<p>事業所外苦情相談窓口</p>	<p>杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所          住 所 鹿島市大字中村 917-2          電 話 0954-69-8222</p> <p>佐賀県福祉サービス 運営適正化委員会          住 所 佐賀市鬼丸町 7-18          電 話 0952-23-2151</p> <p>佐賀県国民健康保険 団体連合会          住 所 佐賀市呉服元町 7 番 28 号          電 話 0952-26-1477</p> <p>鹿島市地域包括支援センター          住 所 鹿島市大字納富分 2643 番地 1          電 話 0954-63-2160</p>

## 15 衛生管理

衛生管理について	<p>①事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。</p> <p>②従事者の健康管理を徹底し、従事者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従事者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。</p> <p>③利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。</p>
----------	---

## 16 感染症予防対策

感染症予防対策	<p>感染症が発生・まん延した場合に適切に対応できるよう、感染症マニュアルに沿って、関連した委員会の開催、指針の整備および定期的な研修、訓練（シミュレーション）を実施します。</p>
感染症発生時の対応方法	<p>感染症マニュアル、業務継続計画に沿って対応を行います。</p>

## 17 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>①研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。</p> <p>②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。</p> <p>③従事者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従事者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p>
------------------	--

## 18 身体拘束廃止について

身体拘束廃止のための取り組み	<p>事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、「緊急やむを得ない場合の例外三原則」をすべて満たしたている場合に限り、身体拘束廃止分科会で協議し利用者（家族）に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。</p> <p>また「身体拘束廃止に関する指針」に則り、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。</p> <p><b>緊急やむを得ない場合の例外三原則</b></p> <p>①切迫性……利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。</p> <p>②非代替性……身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。</p> <p>③一時性……身体拘束その他の行動制限が一時なものであること。</p>
----------------	--

## 19 地域との連携について

地域交流及び、地域密着型介護サービス運営推進会議の開催	<p>①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。</p> <p>②（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回運営推進会議を開催します。</p> <p>③運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。</p>
-----------------------------	--

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	■有      □無
実施した直近の年月日	2024 年 2 月 14 日
実施した評価機関の名称	佐賀県社会福祉協議会
評価結果の開示状況	■有      □無

この重要事項説明書の説明年月日	20      年      月      日
-----------------	-------------------------

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護のサービス提供開始にあたり上記重要事項について利用者説明を行いました。

事業者所在地	佐賀県鹿島市大字中村 2191 番地 2
事業者法人名	医療法人天心堂
法人代表者名	理事長 志田 知之
事業所名称	グループホームさくら荘
説明者 職種 氏名	職種：                      氏名：                      印

私は、本説明書にもとづいて、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け理解した上で、サービスの提供開始に同意致します。

利用者 住 所	
利用者 氏 名	印
利用者の家族 住 所	
利用者の家族 氏 名	(続柄                      ) 印
代筆理由	

2003 年 11 月 1 日 作成  
 2024 年 6 月 1 日 最終改定 (加算変更)